

第1章 総則

(目的)

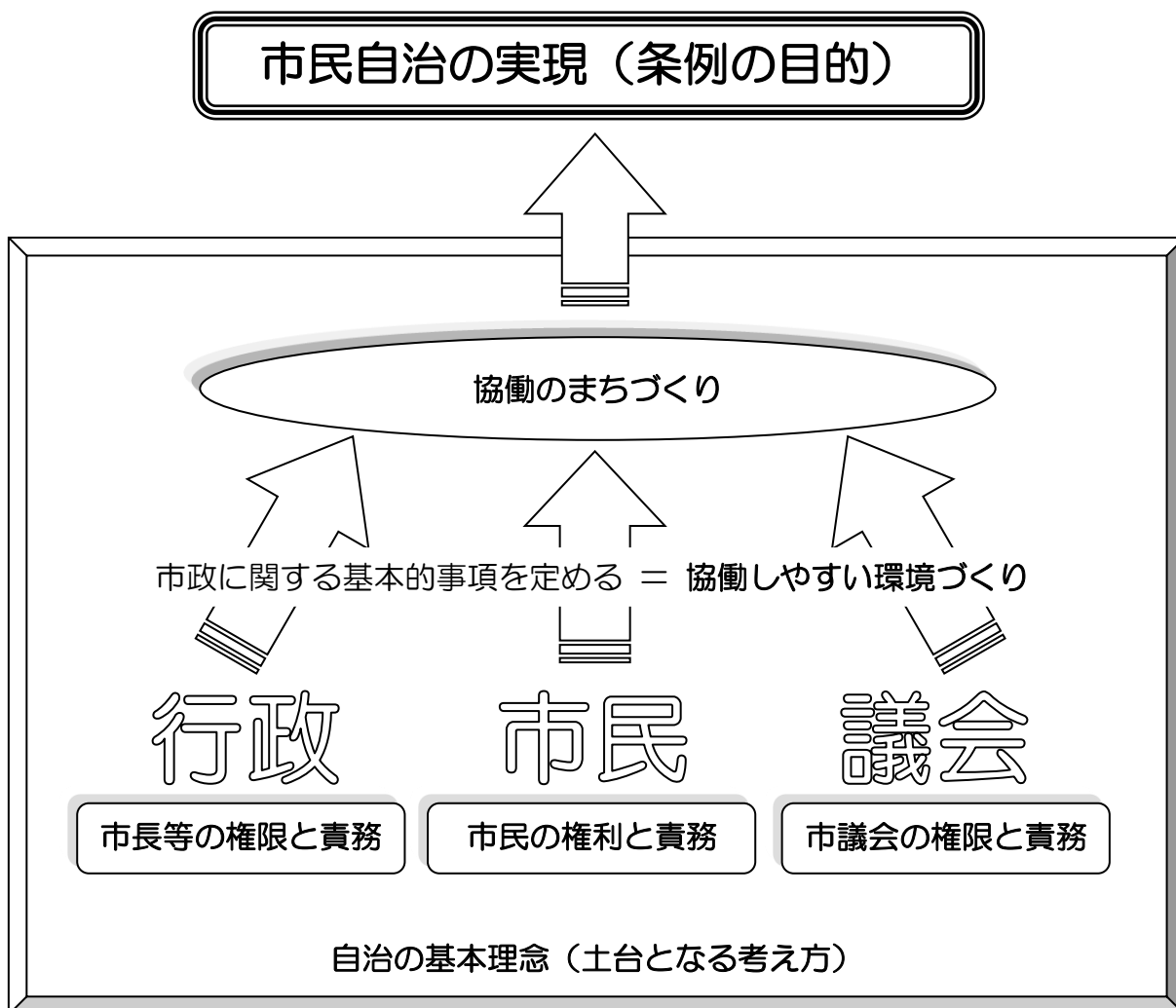
第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長等及び議会の権限及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例の目的が「市民自治の実現」であることを明らかにしています。

これは、条例の制定目的を明確にし、条例の運用・解釈に当たっての基準・指針となるものです。

目的までのフロー（イメージ）



(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市の自治の最高規範であり、市は、この条例に基づいて市政運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例の趣旨にのっとり、市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。

3 市民、議員、市長等及び市職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。

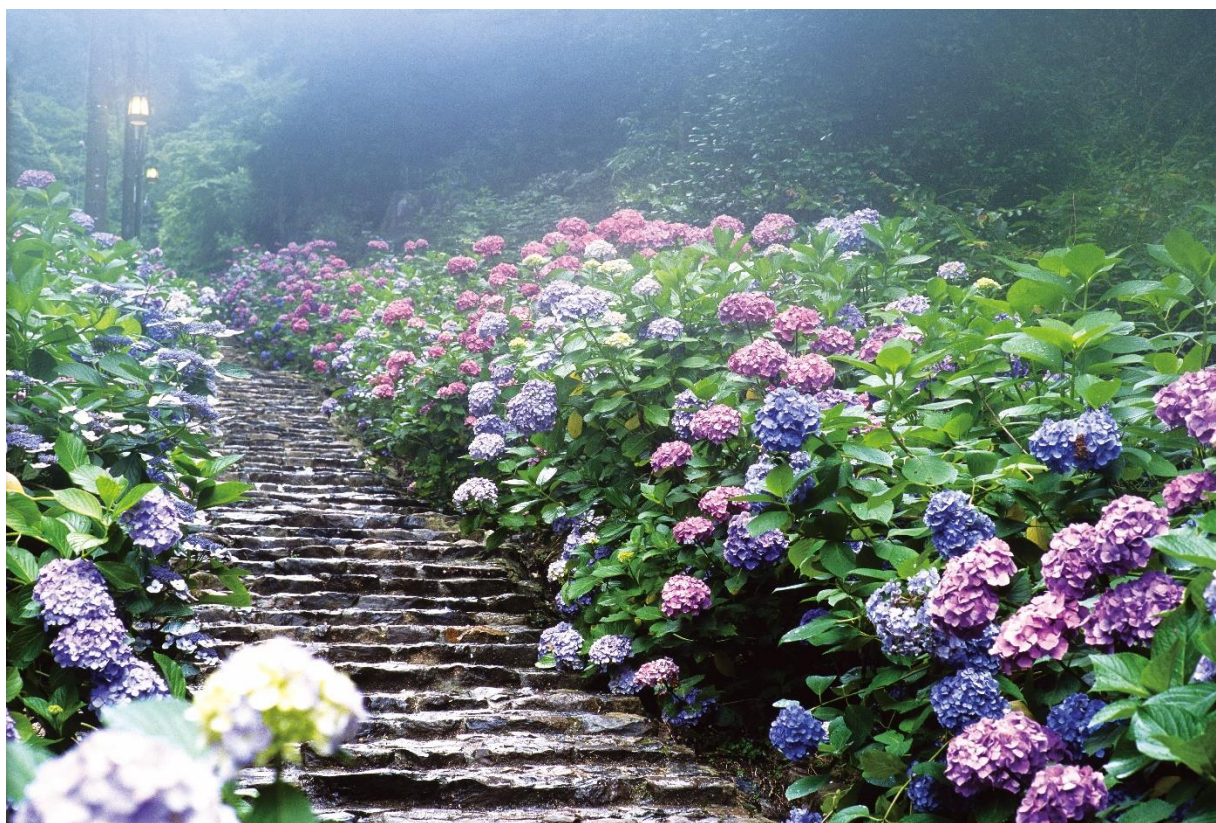
【解説】

第2条は、この条例が栃木市の自治の基本となる最高規範として位置付けられていることを定めています。

第1項では、自治について、この条例に基づいて市政運営しなければならないことを定めています。

第2項では、この条例の趣旨に基づく市政運営における制度の整備を求めており、さらに条例や規則、計画や政策はこの趣旨に基づいて体系化するよう求めています。

第3項では、自治を担うすべての者（市民、議員、市長及び市職員）が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、本市の市民自治の実現に努めなければならないことを定めています。



太平山 あじさい坂

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を行う団体をいう。
- (3) 市 議会及び執行機関を含めた基礎的自治体としての栃木市をいう。
- (4) 市長等 市長及び行政委員会等をいう。
- (5) 行政委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (6) まちづくり 住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。
- (8) 参画 市民が、まちづくり並びに市の政策の立案、実施及び評価の過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- (9) 協働 市民と市が、それぞれの責任及び役割に基づいて、対等な立場で連携協力することをいう。

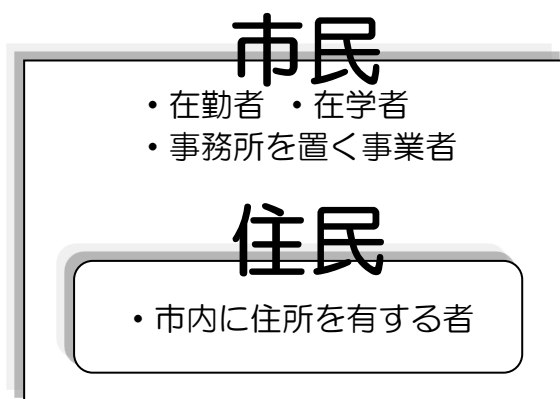
【解説】

第3条は、この条例において、共通認識しておく必要がある重要な用語について、この条例における意味を定めています。

- (1) 地域が抱える課題を解決していくには、そこに住んでいる人だけでなく、幅広い人たちが協力、連携しあうことが重要であるという考えに基づき、「市民」を、市内に住んでいる人（住民）のほか、市内に在勤、在学する人や市内に事務所を置く事業者としています。
なお、この条例では市民の権利や責務についての基本的な内容を定めていますが、同じ市民であっても、住民と市外に住み、在勤、在学する人、市内に事務所を置く事業者とでは、法令等により、おのずと受けられる行政サービスや納税等の責務の内容は異なります。
- (2) (1)の「事業者」とは、営利・非営利、法人・非法人を問わず、何らかの活動を行う団体としています。例えば、市内でボランティア、文化振興、スポーツ等を行う団体も「事業者」に含まれます。
- (3) 「市」という場合には、通常「栃木市」そのものを指す場合や、市長や行政委員会等の執行機関を指す場合がありますが、ここでは、議会と執行機関（市長及び行政委員会等）を合わせて「市」としています。
- (4) 「市長等」とは、市の執行機関である市長及び行政委員会等を指します。
- (5) 「行政委員会等」とは、地方自治法第180条の5第1項、第3項の規定により設置が義務付けられている「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「監査委員」、「農業委員会」及び「固定資産評価審査委員会」を指します。
- (6) 「まちづくり」とは、市が行う公共施設の整備や行政サービス等に限らず、各地域の市民の自主的な活動などを含む、全ての公共的な活動をいいます。
- (7) 「市政」とは、「まちづくり」の一部であり、市民の信託に基づき、市が行うものをいいます。

- (8) 「参画」とは、「まちづくり」や「市政」に、市民が自らの意思によって主体的に関わり、責任を持って役割を担うという意味を持ちます。
- (9) 「協働」とは、市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し目標を共有しながら、対等に協力、連携しあうことをいいます。

市民と住民の関係図



市政とまちづくりの関係図

